

温泉行政からの日本の温泉の重要課題

令和7年7月
環境省

「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築 （第6次環境基本計画の実現）

■ 温泉資源の保護

- モニタリング、科学的知見に基づくルールづくり

■ 可燃性天然ガスによる災害防止

■ 利用の適正化

- 硫化水素事故への対応、禁忌症・適応症

■ 温泉地の持つチカラが十分に活用されていない

- 新湯治の推進、温泉地の方々の誇り（シビックプライド）の向上、温泉熱の有効活用（カスケード利用、集中管理等）、インバウンド対応

■ 未来の温泉を担う現場の知見・経験の承継、人材不足（温泉掘削、研究機関等）

■ 国の機関（環境省と厚労省、観光庁、農水省、経産省、文科省、内閣府、総務省等）との連携

- 温泉の総合力を発揮するためには他省庁とも積極的に連携

温泉法の制定（昭和23年法律第百二十五号）新・湯治

背景

- 警察取締令・各府県令が昭和22年12月31日を以て失効するため、濫掘のおそれ
- 温泉に関する各種権利が複雑になり、各地で紛争化
- 資源保護、適正利用による「国民の保健・療養」に貢献
- 外貨獲得による国家再建

(参考)

第2回国会での厚生大臣による趣旨説明。

「我が国は、世界に冠たる温泉国でありまして、古来温泉は国民の保養又は療養に広く利用されて参ったのでありますが、温泉地の発達に伴い、或いは濫掘の結果、水位が下がって、ゆう出量が減退または枯渇するとか、或いは温泉に関する権利関係が複雑を極め、各種の紛争を起こす等いろいろの問題が出て参ったのであります。これらの問題を処理致しますため、従来都道府県令をもって温泉に対する取締りを行って参ったのでありますが、新憲法の施行により昨年末、これらの府県令はその効力を失ったのであります。しかしながら、温泉は我が国の天然の資源として極めて重要なものでありまして、これを保護するとともに、その利用の適性を図り、一面、国民の保健と療養に資すると同時に、他面その国際的利用による外貨の獲得に役立てますことは国家再建上、喫緊の要務と存じますので、この際、従来の都道府県令の内容とするところを基礎としてこれを若干、拡大致しまして温泉の保護とその利用の適正化に遺憾なきを期するためこの法律案を提出した次第であります。」

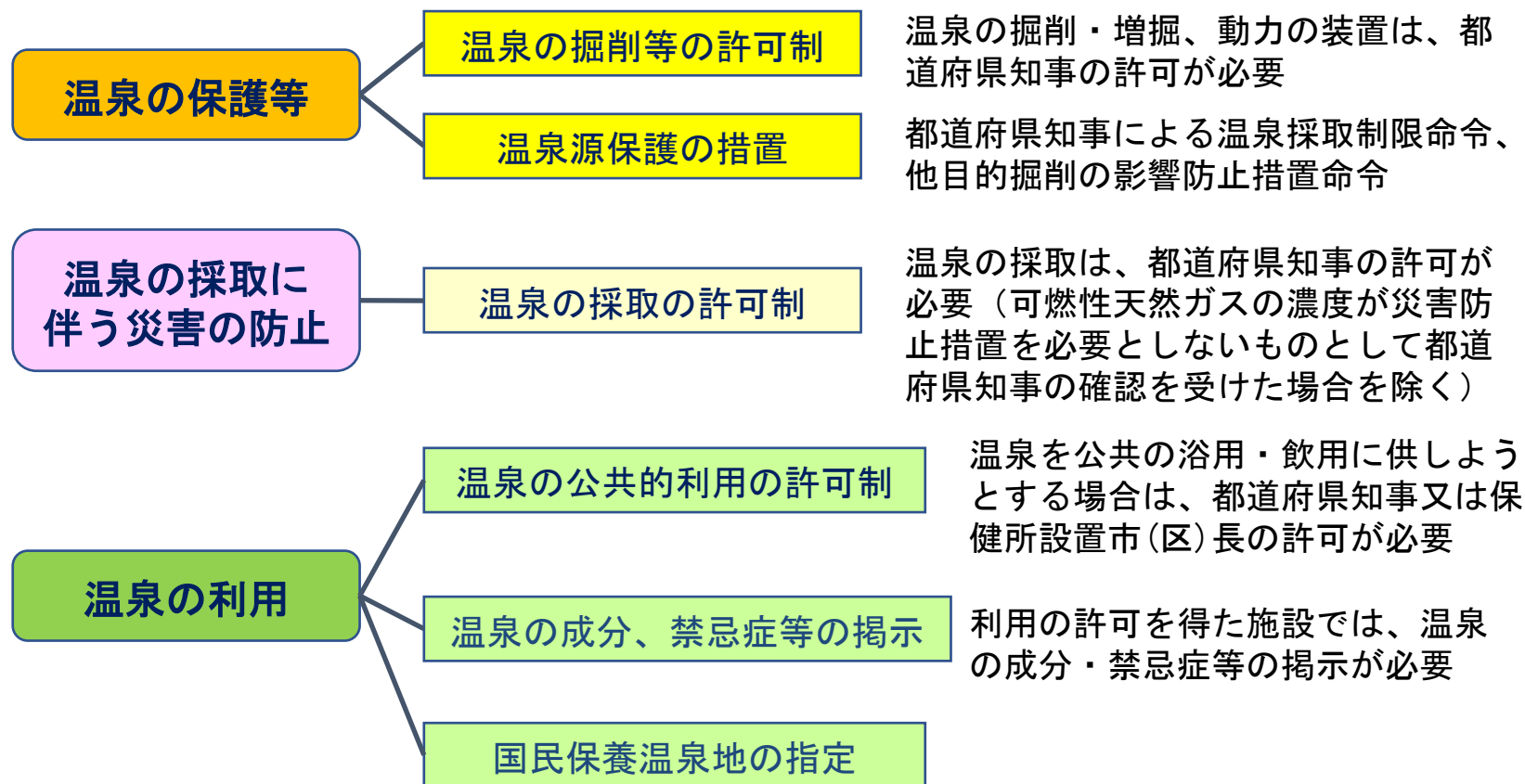
温泉法施行に関する通知（昭和23年厚生次官通知）より抜粋

「本法の目的とするところは、温泉の保護と利用の適正化とによって、公共の福祉の増進を図ることにある。従って、温泉の保護に急なるまり、徒らに既得権者の擁護に堕し、却って本法の趣旨を没却することのないよう留意すると共に、温泉の利用については、十分科学的基礎に立脚して公衆保険上の指導に遺憾なきを期せられたい」

温泉法の概要



目的： 温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与すること。



（＊その他、都道府県知事等による許可の際の条件付与、報告徴収及び立入検査並びに罰則等の規定あり）

渋谷で爆発3人死亡



**温泉施設の別棟
天然ガス引火か**

地下1階に
源泉ポンプ

従業員ら8人けが 警視庁捜査中 爆発

【東京19日電】東京都渋谷区にある温泉施設「シブヤ」の別棟で、19日午後10時44分、天然ガスが引火し、爆発が発生した。爆発の衝撃で、別棟の2階部分が崩壊し、周囲の建物や道路に被害が及んだ。この事故で、従業員ら8人がけがを負った。現在、警視庁は爆発の原因を調査中である。



平成19(2007)年6月、東京都渋谷区の温泉施設で可燃性天然ガスによる爆発事故が発生（死者3名、負傷者8名）



安全対策の法的な義務付けの必要性

女性専用の会員制スパ

【東京19日電】東京都渋谷区にある温泉施設「シブヤ」の別棟で、19日午後10時44分、天然ガスが引火し、爆発が発生した。爆発の衝撃で、別棟の2階部分が崩壊し、周囲の建物や道路に被害が及んだ。この事故で、従業員ら8人がけがを負った。現在、警視庁は爆発の原因を調査中である。

爆発のあった温泉施設の別棟。上の画像は爆発の瞬間、下の画像は爆発後の様子。爆発の瞬間、別棟の2階部分が崩壊し、周囲の建物や道路に被害が及んだ。爆発後の様子、別棟の2階部分が崩壊し、周囲の建物や道路に被害が及んだ。

爆発の原因は天然ガスが引火したと見られる。天然ガスは、温泉施設で採取される可燃性ガスである。天然ガスが引火した原因は、源泉ポンプの故障や、天然ガスの漏洩などである。天然ガスが引火した原因は、源泉ポンプの故障や、天然ガスの漏洩などである。

近年の温泉由来の硫化水素事故について



発生年	発生場所	概要
2005年	秋田県（駐車場脇）	旅館付近の駐車場で宿泊客4名死亡
2006年	長野県（沈殿槽）	清掃作業中の従業員1名が重体
2013年	長崎県（貯湯槽）	清掃作業中の従業員2名が死亡
2014年	北海道（分湯槽）	清掃作業中の従業員2名が死亡
2014年	北海道（浴室）	入浴中の宿泊客が意識不明の重体（疑い）
2015年	大分県（貯湯槽）	作業員1名が一時意識不明
2015年	秋田県（温泉配管）	配管整備中の作業員等3名死亡
2015年	群馬県（湯量湯温調整室）	作業員2名が一時意識不明
2018年	長野県（浴室）	入浴中の利用客1名が一時意識不明
2019年	長野県（温泉配管）	配管清掃中の施設管理者が一時意識不明
2023年	福島県（野天風呂付近小屋）	野天風呂付近の小屋（外）で利用客1名が死亡
2023年	長野県（野天風呂）	野天風呂接近時に利用客1名が一時意識不明
2025年	福島県（源泉付近）	源泉管理作業中のホテル関係者3名が死亡

※2014（北海道）、2018、2023年（長野県）の事故は、浴室（利用空間）で発生したもの。

温泉の成分等の揭示（温泉法第18条関係）

第1項（温泉の成分の揭示の義務付け）

1 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を揭示しなければならない。

一 温泉の成分

二 禁忌症

三 入浴又は飲用上の注意

四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの

<第七章 罰則>

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第十八条第一項の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした者

三 第十八条第二項の規定に違反した者（前号の規定に該当する者を除く。）

四 第十八条第三項の規定に違反して、温泉成分分析を受けず、又は揭示の内容を変更しなかつた者

温泉利用事業者が揭示しなければならない項目

以下の事項を、施設内の見やすい場所に揭示することが義務付けられています。

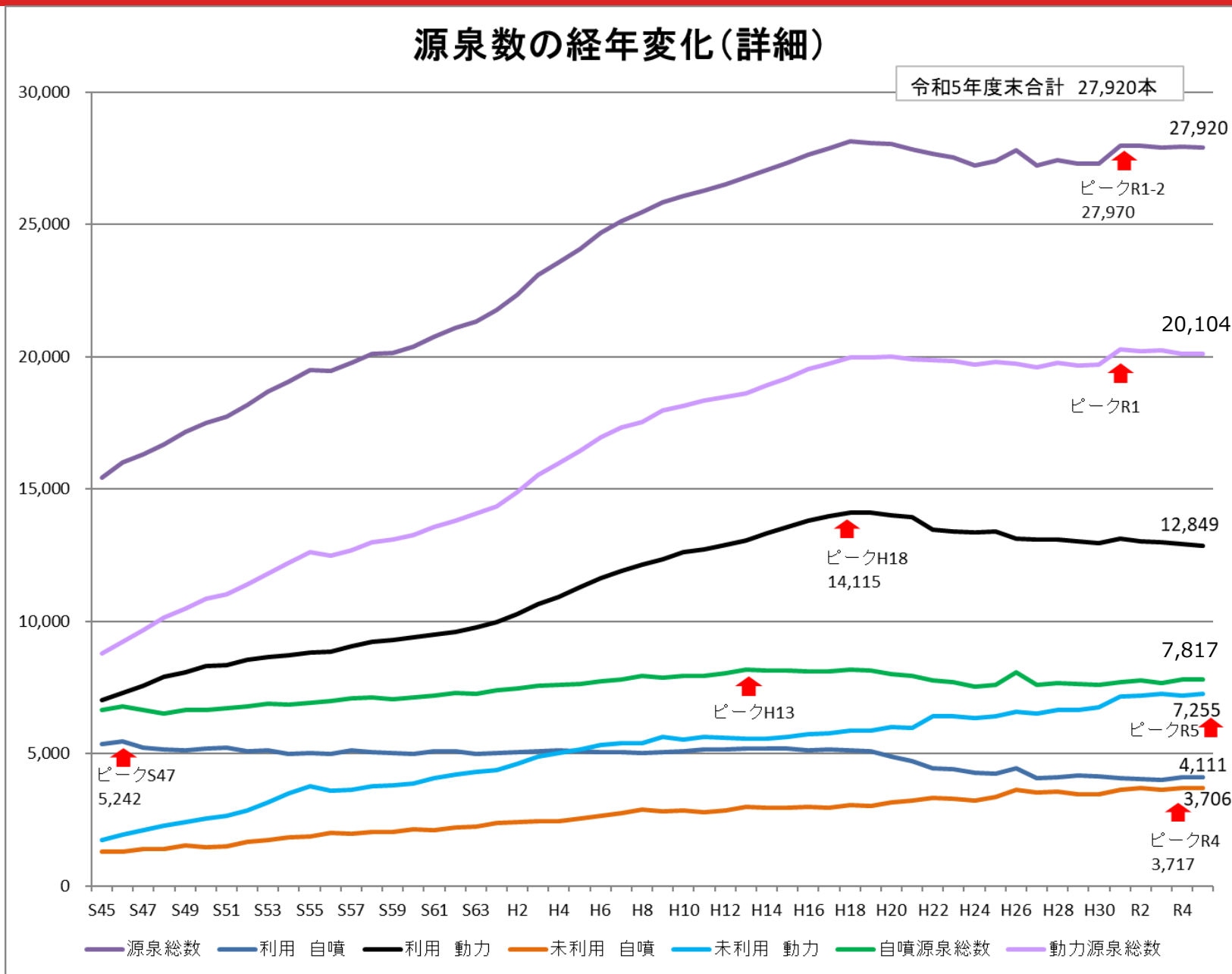
- 1 源泉名
- 2 温泉の泉質
- 3 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- 4 温泉の成分
- 5 温泉の成分の分析年月日
- 6 登録分析機関の名称及び登録番号
- 7 浴用又は飲用の禁忌症
- 8 浴用又は飲用の方法及び注意
- 9 温泉に水を加えて公共の浴用に利用する場合は、その旨及びその理由
- 10 温泉を加温して公共の浴用に利用する場合は、その旨及びその理由
- 11 浴槽等で使用された温泉を再び浴槽等で使用する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む）及びその理由
- 12 温泉に入浴剤を加え、または温泉を消毒して利用する場合は、入浴剤の名称または消毒の方法及びその理由



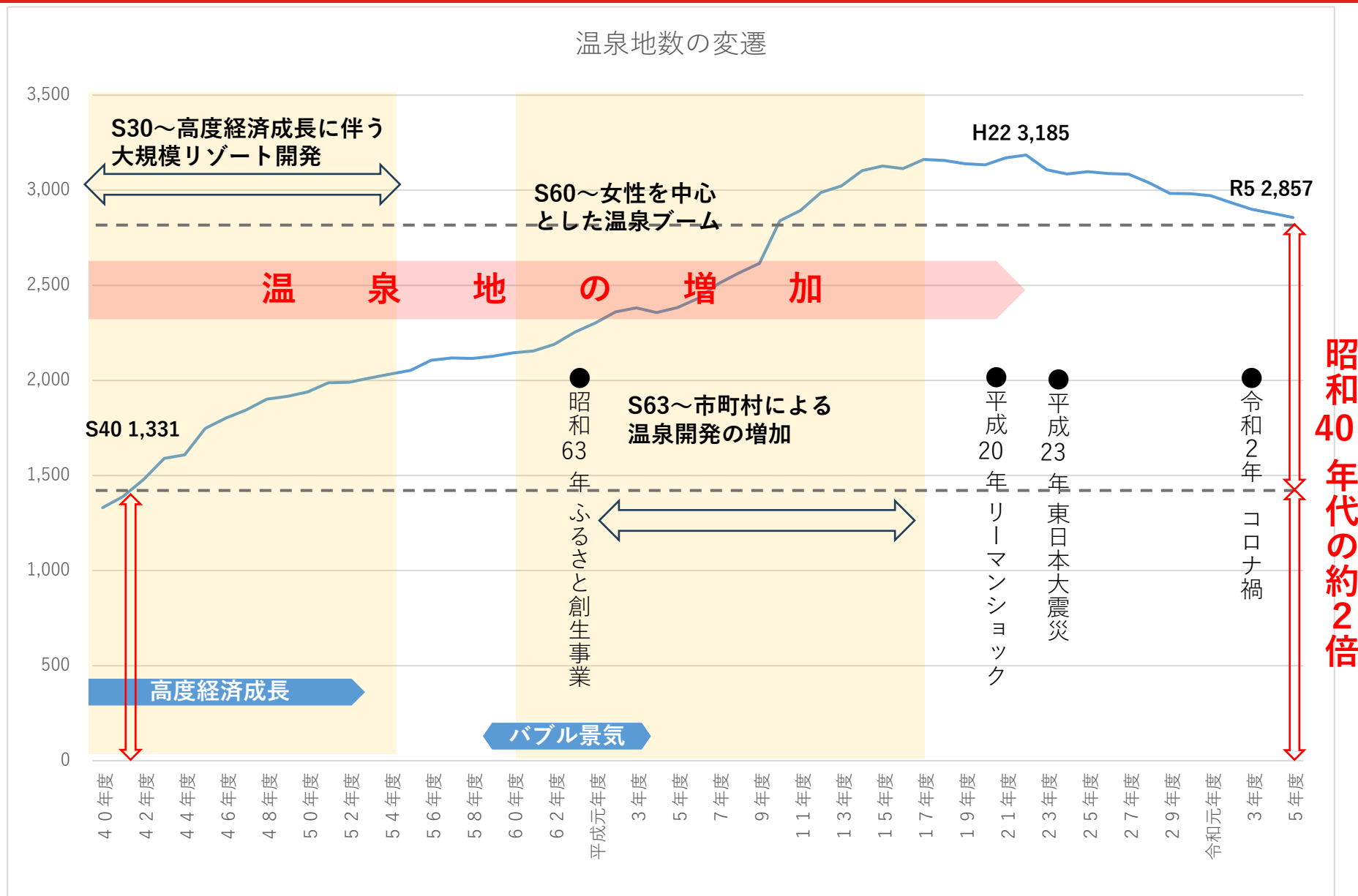
※ 9～12の項目については、実施している場合に揭示することが義務付けられています。

源泉数（自噴・動力揚湯）の推移

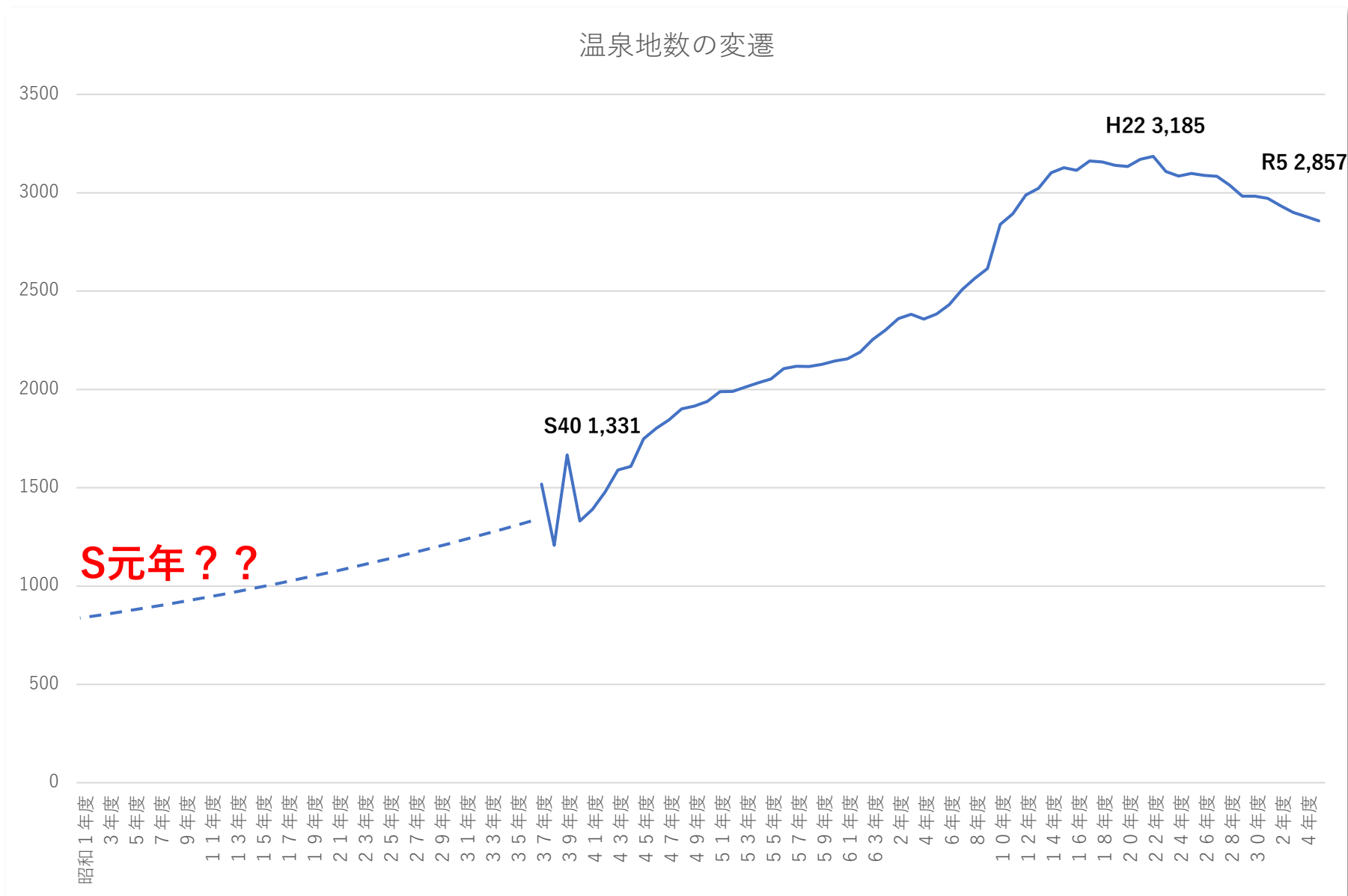
(※利用源泉データ)



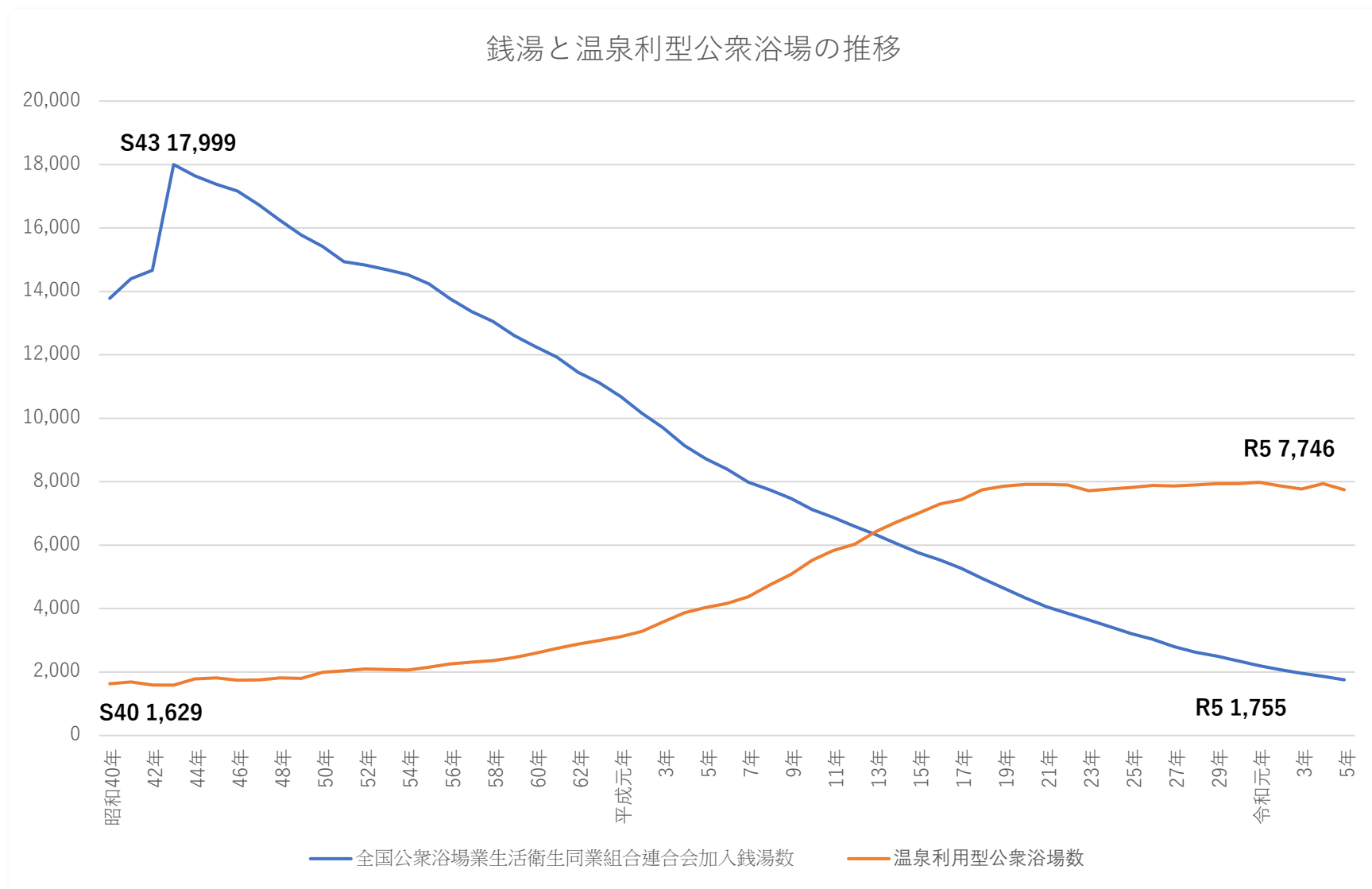
昭和100年の温泉地の推移



昭和100年の温泉地数の推移



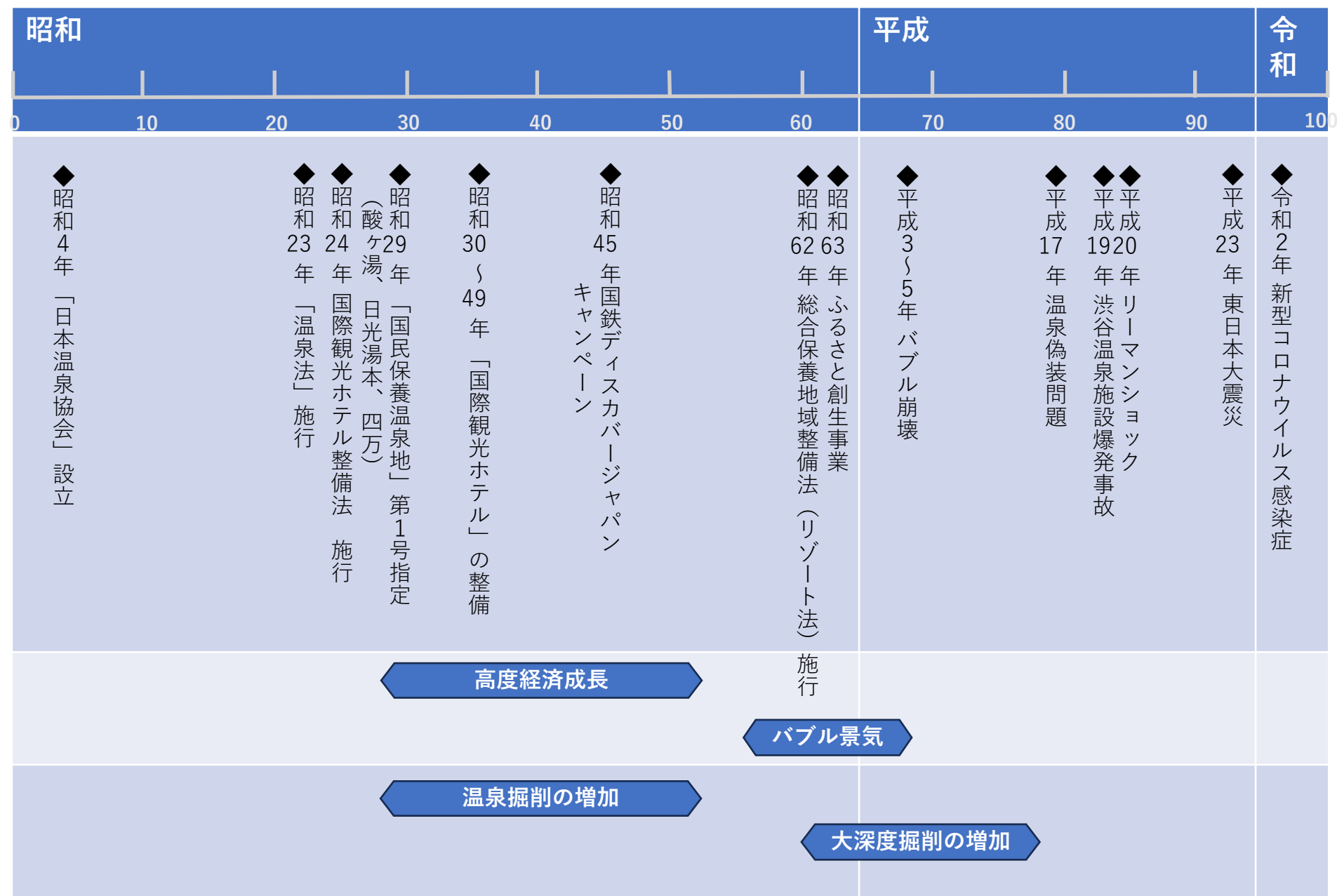
銭湯と温泉利用型公衆浴場の推移



出典 1 : 全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会調べより

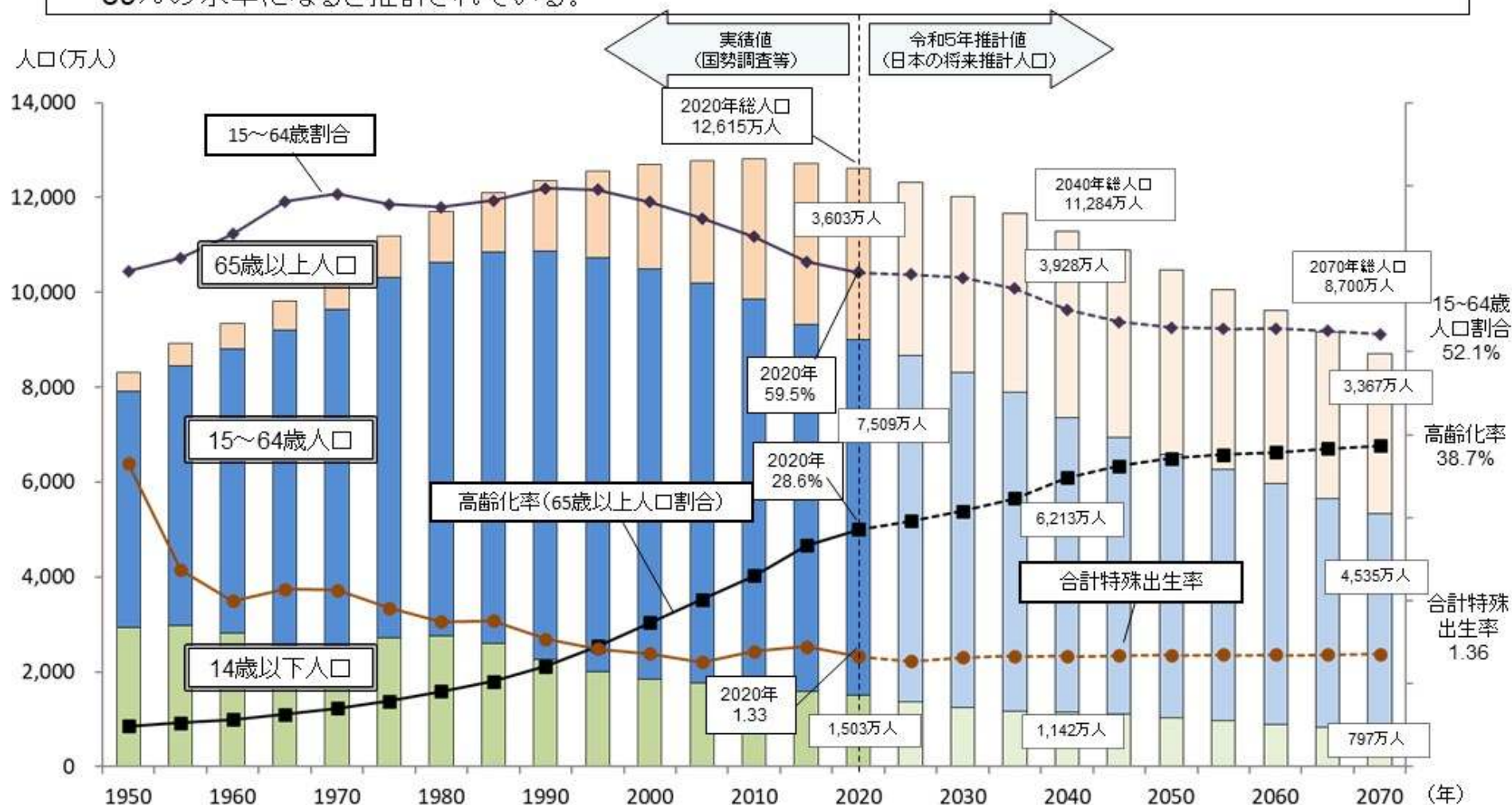
出典 2 : 令和 5 年度環境省温泉利用状況調査より

新·湯治



日本の人口推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



〔出所〕 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「(出生中位(死亡中位)推計)」

「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築 (第6次環境基本計画の実現)

■ 温泉資源の保護

- モニタリング、科学的知見に基づくルールづくり

■ 可燃性天然ガスによる災害防止

■ 利用の適正化

- 硫化水素事故への対応、禁忌症・適応症

■ 温泉地の持つチカラが十分に活用されていない

- 新湯治の推進、温泉地の方々の誇り（シビックプライド）の向上、温泉熱の有効活用（カスケード利用、集中管理等）、インバウンド対応

■ 未来の温泉を担う現場の知見・経験の承継、人材不足（温泉掘削、研究機関等）

■ 国の機関（環境省と厚労省、観光庁、農水省、経産省、文科省、内閣府、総務省等）との連携

- 温泉の総合力を発揮するためには他省庁とも積極的に連携

自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に向けた提言 新・湯治

～「新・湯治-ONSEN stay」の推進～

温泉地の変遷

古来～江戸時代：温泉地に長期滞在し、入浴して病気を治療する「湯治」

明治以降：「保養・休養の場」としての温泉地の開発の推進

戦後高度成長期：団体旅行としての温泉地の発展、単なる「宴会の場」に・・・

温泉のチカラ（効果）、温泉地が持つ地域資源を十分に活用できていない

新・湯治
とは

温泉地の役割を見直し、「新・湯治」を提案

- ・ 温泉入浴に加えて、周辺の**自然**、**歴史・文化**、**食**などを活かした多様なプログラムを楽しみ、地域の人や他の訪問者とふれあい、心身ともに元気になること
- ・ 年代、国籍を問わず楽しめる
- ・ 長期滞在を行うことが効果的

- 現代のライフスタイルに合わせ来訪者が心身ともにリフレッシュできる場や機会を提供
- 温泉地を核にして、社会に活力を！

新・湯治推進プラン

… 「新・湯治」を提供する場としての新しい温泉地のあり方、環境省や関係機関に求めることをまとめたもの

楽しく、元気になる**プログラムの提供**

- ・ 泉質、地域資源を活かしたプログラムの提供
- ・ 多様な温泉地間の連携による情報発信等
- ・ 年代、国籍を問わず、長期滞在しやすい宿泊プランづくり

温泉地の**環境づくり**

- ・ 外湯めぐりの充実といった「にぎわいの創出」
- ・ 周辺の自然環境等の地域資源を一体的に評価し、持続的な利用（温泉熱利用、モニタリング）
- ・ 温泉地を拠点とした広域周遊、国立公園満喫プロジェクトとの連携

「新・湯治」の**効果の把握と普及、全国展開**

- ・ 温泉地全体の療養効果等を科学的に把握し、その結果の情報発信
- ・ 統一フォーマットの提示により、全国的なデータの蓄積、評価、公開
- ・ ストレス社会、健康長寿社会における重要性を踏まえた準備

推進体制の構築等

- ・ 地域会社設立や観光組織（DMO等）の活用による体制づくり、財源確保
- ・ 地域外の民間企業等との連携
- ・ 関係省庁の連携

**国民保養温泉地が
中核的・先進的な役割**

「新・湯治-ONSEN stay」の推進

～自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化～

＜「新・湯治」＞

「湯治」

温泉地に長期滞在し、
入浴して病気・ケガを治療。



「地域資源の魅力」

自然、歴史・文化、食

元気になる温泉地での様々な過ごし方



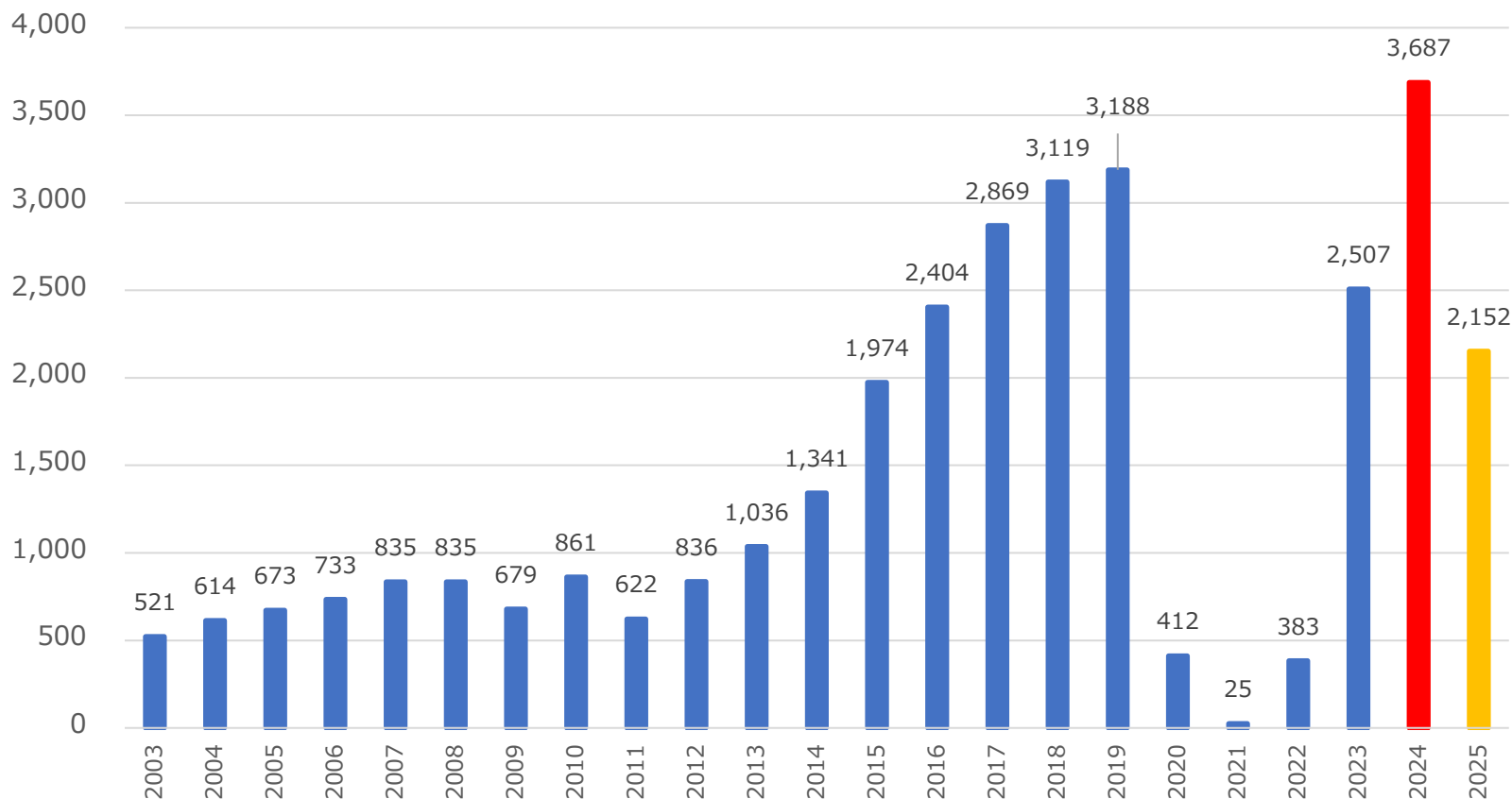
- 温泉入浴に加え、温泉地の持つ地域資源の魅力を活かし、リフレッシュできる滞在空間を。
- 長期の滞在、リピートを促し、持続可能な温泉地に。

温泉地を核として、人も地方も元気に！！

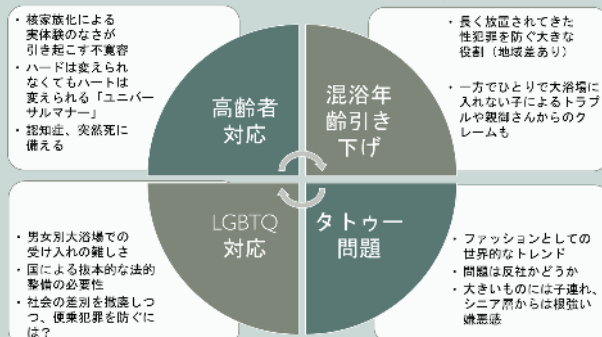
- 訪日外国人旅行客数は、2024年度で過去最高を記録（36,870,148人）
- 2025 年度 1月～6月期は過去最速のペースで2000万人を突破
- 2025年4月 単月として過去最高（390万人）

訪日外国人旅行者数の推移

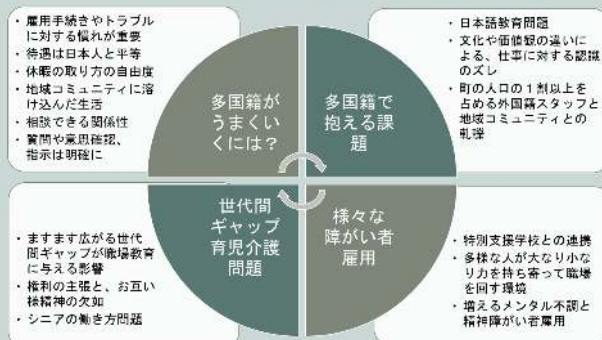
万人



お客様のダイバーシティについて考える



職場環境のダイバーシティについて考える



②温泉大賞におけるダイバーシティ対応

ONSEN WORK by BIGLOBE

温泉は日本の宝
だから

様々な人に利用して欲しい

- ・ **インバウンドにも人気の温泉。**
英語で「ONSEN」で通じる
- ・ **車椅子でも利用できる施設**を紹介して欲しいという声も届いている
- ・ **誰もが楽しめる魅力を発信**したい



Copyright©BIGLOBE Inc. 2024

（画像出典：第6回 チーム新・湯治全国大会 講演資料 https://www.env.go.jp/nature/onsen/spa/spa_team.html）

（右上）（一社）メイドインジャパン・ハラル支援協議会理事長 高橋 敏也氏
（右下）ビッグロブ株式会社ONSEN WORKプロジェクト エグゼクティブプロフェッショナル 長島 隆氏
（左上）草津温泉ホテルヴィレッジ 取締役 中澤 牧子氏
（左下）株式会社JT総合研究所 地域交流共創部 研究員 橋本 淳

温泉に入りづらい方がいる、ということ

株式会社 JT総合研究所

- ① 人前で裸になることに抵抗感を感じる方がいます。
- ② 抵抗感を感じる理由は様々ですが、「人前で裸にならずに済む」ならば温泉を楽しむのではないかと考えました。

外国の方

手術跡のある方

性的マイノリティ*の方



などなど・・・



画像：全数無いらすとや(<https://www.illustrations.com/>)

*特にトランスジェンダーやジェンダーなど、出生時に割り当てられた性別と性自認が異なる方にとって

© 2024 JT総合研究所 & Consulting Co.

毎年度3回程度、温泉に関する課題や取り組みをともに考えるセミナーを開催し、毎回様々なテーマでチーム員の新たな気づき・学ぶ機会を設けています。

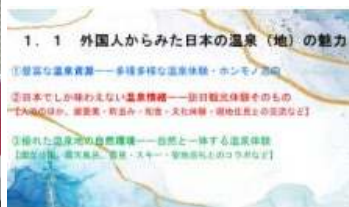
(直近の活動実績)

- R6.7.31 【第17回セミナー】「泊食分離」が生み出す温泉地の新たなつながり・にぎわい創造
- R6.12.16 【第18回セミナー】温泉旅館の女将が描く今後の温泉地の姿
- R7.2.18 【第19回セミナー】外国人から見た日本の温泉文化
- R7.7.29 【第20回セミナー】ONSEN・ガストロノミーツーリズムを通じた温泉地のさらなる磨き上げ

明治期における欧米人の目から見た日本の入浴文化
Julie Nootbaar 氏
(大分県立芸術文化短期大学 教授)

外部視点からの日本温泉(地)の魅力再発見・再評価
于航 氏
(城西国際大学観光学部 准教授／日本温泉地域学会 理事)

日本で温泉に入る欧米豪圈旅行者が一番気にしていること
Frank Walter 氏
(エクスポート・ジャパン株式会社 クリエイティブ事業部長)



「新・湯治推進プラン」実現に向けた環境省ロードマップ

1 「チーム新・湯治」の活動を展開します。	「新・湯治」の考えを共有する地域、自治体、団体等を「チーム新・湯治」として緩やかにネットワークでつなぎ、互いに情報・意見交換するとともに、温泉地と企業等のマッチングを促進します。
2 全国「新・湯治」効果測定調査プロジェクトを実施します。	温泉地で過ごすことのリフレッシュ効果等を把握する調査を全国で実施し、結果を温泉地のPR等に活用します。
3 温泉熱の有効活用を進めます。	温泉熱の有効活用は、温暖化対策や地域経済の安定に重要ですが、活用が進んでいるとは言えません。ガイドラインなどのツールを作成して普及を図るとともに、補助事業の効果的な運用を行います。
4 国民保養温泉地の活用方法を検討します。	国民保養温泉地は、国民の保養・休養の場として環境省が指定している温泉地であり、「新・湯治推進プラン」の中核的な役割を担うことが求められます。国民保養温泉地の社会的な意義の改めて見直し、その向上に努めます。
5 インバウンド対策を推進します。	外国人旅行者のニーズが多様化する中で、温泉地への旅行者も増加傾向にあります。「チーム新・湯治」において、インバウンドをテーマとしたセミナーを開催するなどにより情報提供などを行います。

全国「新・湯治」効果測定調査プロジェクト (6カ年調査結果(平成30年度－令和5年度))

温泉地の協力を得て、温泉地全体で得られる療養効果を全国初の統一フォーマットで把握し、全国の温泉地の視点に立って情報発信するため、平成30年度より6年分(19,575件)の調査結果をとりまとめたもの。

結果① 温泉地滞在後は心身に良い変化が得られた

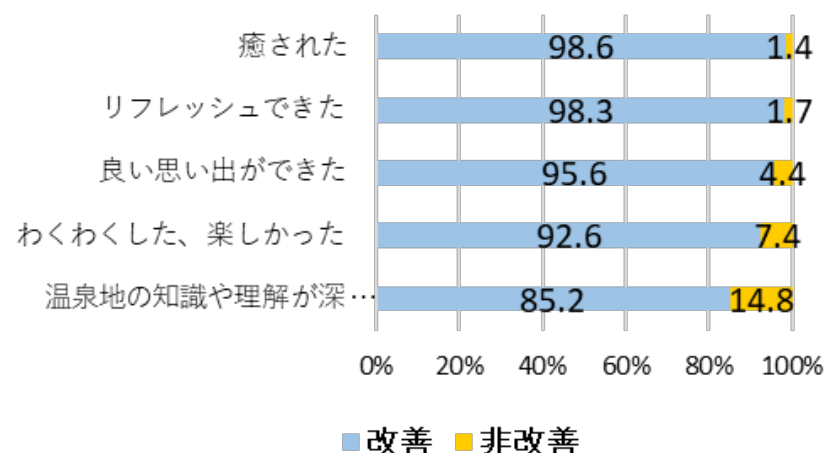
結果② ゴルフや登山などの運動、周辺観光や食べ歩き、マッサージやエステなどのアクティビティを行うこと等が、より良い心身への変化に関連

結果③ 長期間の温泉地滞在ではなくても日帰りや1泊2日、年間を通して高頻度で温泉を訪れることで、心身への良い影響

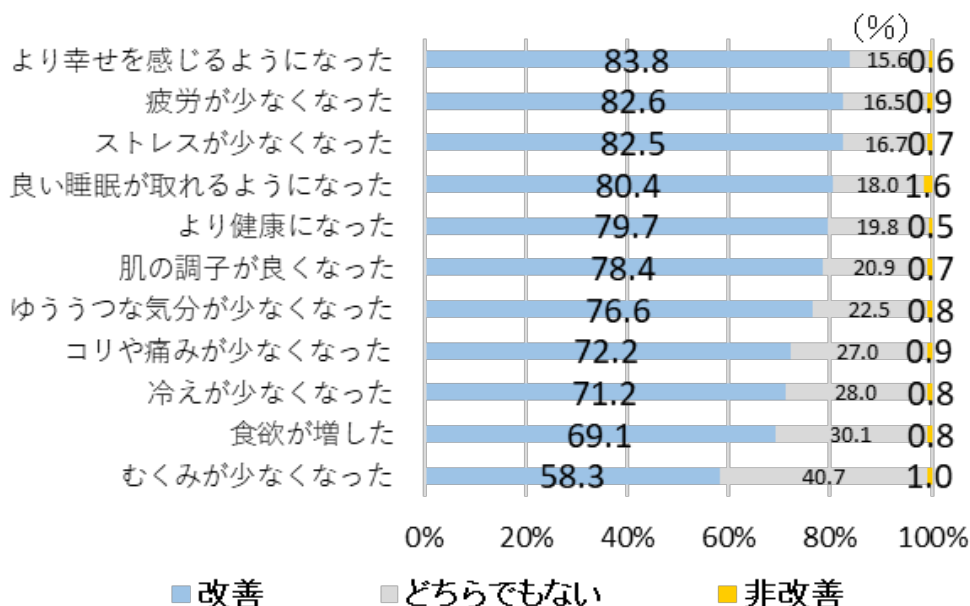
■主な調査結果

(1) 温泉地訪問・利用後の主観的变化

①温泉地訪問の主観的な感想(複数回答)



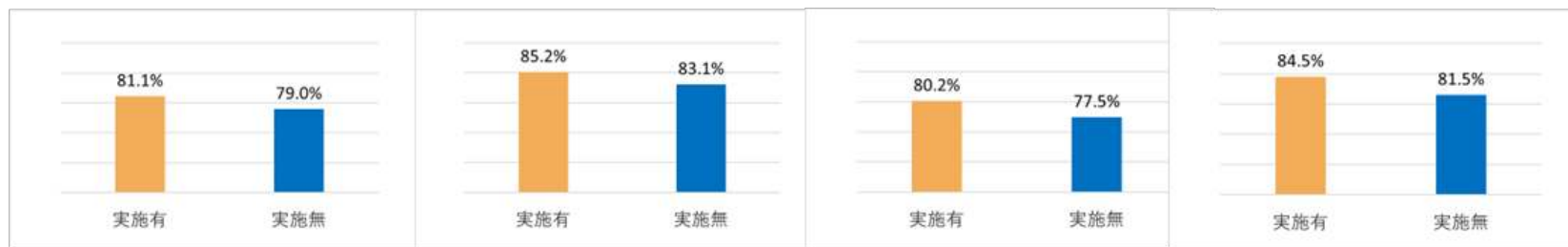
②温泉地利用後の心身の主観的变化(複数回答)



- 温泉地訪問の主観的な感想では、「癒された」「リフレッシュできた」「よい思い出ができた」「わくわく、楽しかった」を9割以上の者が実感し、良好な変化があった。
- 温泉地利用で、「幸せを感じる」「疲労」「ストレス」「睡眠」など多くの主観的項目で8割以上の者が改善したという変化を感じていた。

(2) アクティビティ（ゴルフ登山などの軽い運動、周遊観光、エステ等）の実施の有無と温泉地滞在前後の主観的变化の関連（有意差のあったものから抜粋）

- ・より健康になった
- ・より幸せを感じるようになった
- ・肌の調子が良くなった
- ・ストレスが少なくなった



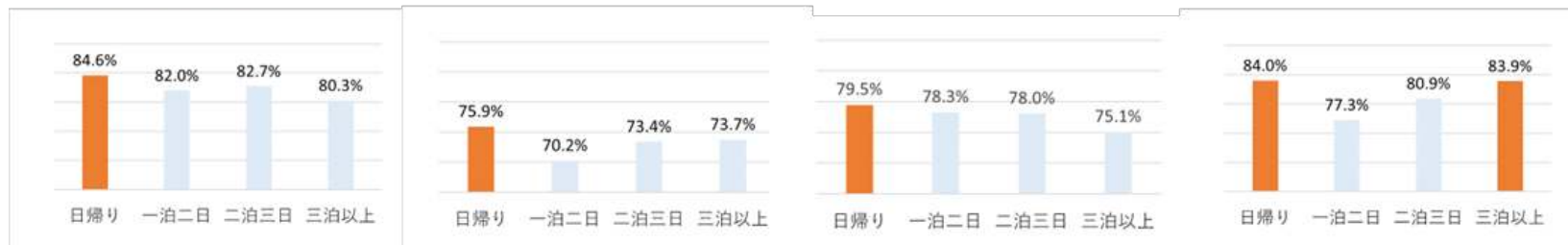
⇒ 温泉に浸かるだけでなく、軽い運動や周辺観光や食べ歩き、マッサージやエステなどの何らかのアクティビティに参加すると、心身の主観的变化で改善した者の割合が高かった。

(3) 1回あたりの温泉地滞在期間と滞在前後の心身の主観的变化の関連（有意差のあったものから抜粋）

日帰り

日帰りとは3泊以上

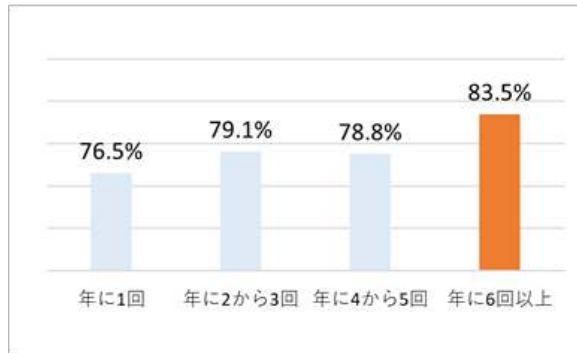
- ・疲労が少なくなった
- ・コリや痛みが少なくなった
- ・肌の調子が良くなった
- ・より健康になった



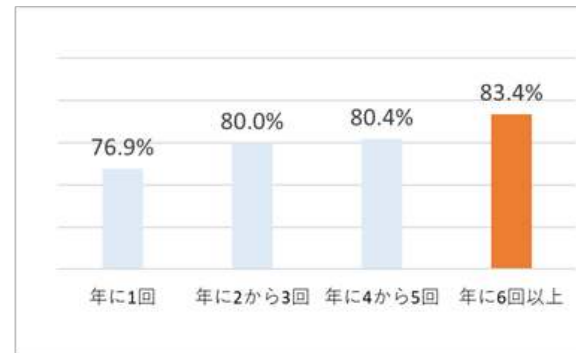
⇒ 「日帰り」の短期間の温泉地滞在でも一定の改善傾向が認められ、十分な時間が取れない人においても一定の療養効果の享受が可能。

(4) 1年間の温泉地訪問回数と温泉地滞在前後の心身の主観的変化の関連(有意差のあったものを抜粋)

①より健康を感じるようになった



②ぐっすりとした良い睡眠が取れるようになった



⇒ 現代のライフスタイルに合わせて、短期間の温泉地訪問を年に複数回行うことでも、様々な療養効果を得られる。

本調査で使用した同じフォーマットのアンケートを利用すれば、全国の温泉地と比較することも可能となり、温泉地の活性化を考える際において、その温泉地独自の特色やメリットを把握するツールにもなります。

【アンケートフォームや、集計ツールはこちらをご活用ください】

https://www.env.go.jp/nature/onsen/spa/spa_project.html



これまでの調査プロジェクト

- 全国の温泉地訪問客を対象
- 温泉地訪問を通じた感想や健康状態の変化等についての**主観的な内容**に関するアンケート調査



今後の調査プロジェクト

- 全国の温泉地訪問客を対象
- 温泉地訪問を通じた健康状態の変化等についての**客観的な内容**に関する調査



「新・湯治」効果測定調査プロジェクトの今後の展開 (客観的なエビデンスに基づく新たなプロジェクト (R7~))

新・湯治



(画像出典：株式会社 SOXAI <https://soxai.co.jp/>)

【研究目的】

- 温泉地滞在における効果を温泉地滞在の前後比較により実験的に計測する。
- 温泉地滞在中、アクティビティの参加有無の比較により、滞在効果を実験的に比較する。

【開催場所】 大分県豊後高田市

【調査方法】 「ランダム化比較試験」とし被検者を2群に分け、温泉入浴、アクティビティ有無の各調査項目について変化を比較検証する。

【被検者】 (R7年度) 合計20名程度

【調査内容】 指輪型デバイスSOXAI Ringを装着し、心拍数、心拍変動、皮膚表面温度、睡眠時間・睡眠効率、血中酸素濃度を継続的にデータ収集し、自律神経の動き、睡眠状態、末端冷え性状態などを計測する。また同時に従来の紙ベースでの「新・湯治」調査票と、気分調査票などの学術的根拠のある自記式調査票も併用して実施する。

国民保養温泉地とは：温泉法第29条に基づき温泉の公共的利用増進のため、国民の保健休養に重要な役割を果たす温泉地として環境大臣が指定。

・昭和29年に「酸ヶ湯（すかゆ）（青森）」、「四万（しま）（群馬）」、「奥日光湯元（栃木）」を指定以降、令和7年3月現在で79の温泉地が指定されている。

選定基準（概要）

第1 温泉の泉質及び湧出量に関する条件

- (1) 利用源泉が療養泉であること。
- (2) 利用する温泉の湧出量が豊富であること。なお、湧出量の目安は温泉利用者1人あたり0.5リットル/分以上であること。

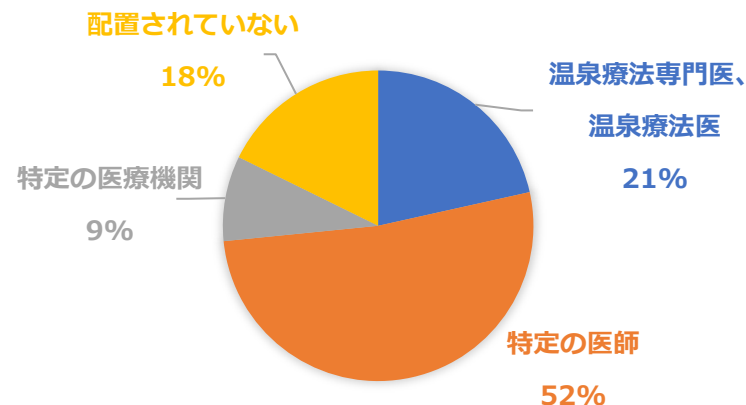
第2 温泉地の環境等に関する条件

- (1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の観点から保養地として適していること。
- (2) **医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画**又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等が確立していること。
- (3) 温泉資源の保護、温泉の衛生管理、温泉の公共的利用の増進並びに高齢者及び障害者等への配慮に関する取組を適切に行うこととしていること。
- (4) 災害防止に関する取組が充実していること。

近年の新規・拡張指定

H29	大館ぐるみ温泉郷（秋田）、梅ヶ島温泉郷（静岡）、湯郷温泉（岡山）
H30	湯野浜温泉（山形）、みなかみ町国民保養温泉地（群馬）
R1	あつみ温泉（山形）、湯布院温泉郷（大分）
R2	南小国温泉郷（熊本）
R4	由良温泉（山形）、湯の児・湯の鶴温泉（熊本）

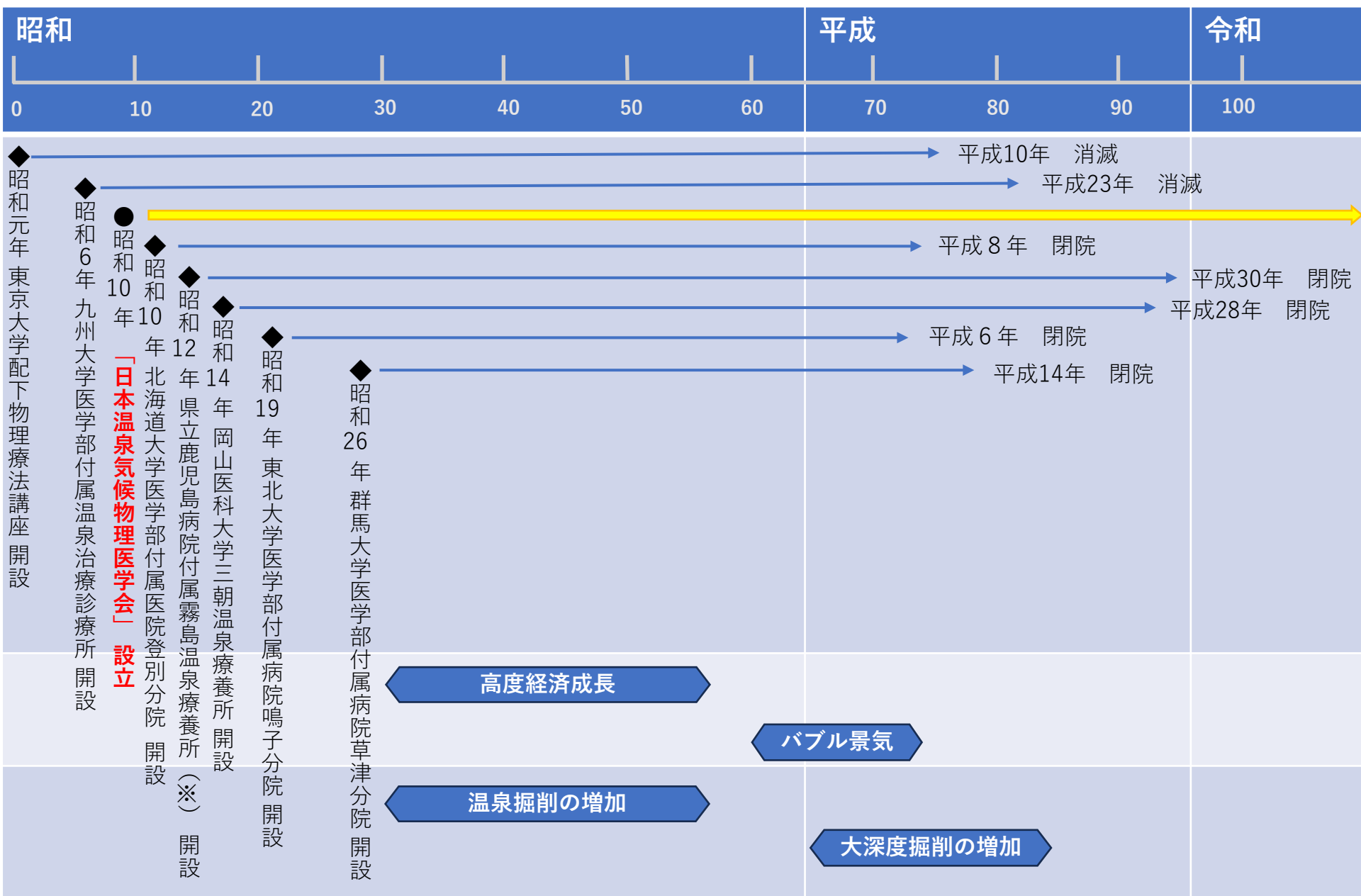
国民保養温泉地における医師の配置状況



名 称	道府県	所 在 地	指定年月日	名 称	道府県	所 在 地	指定年月日
カルルス温泉	北海道	登別市	S 32. 9.27	美ヶ原温泉	長野	松本市	S 58. 3.28
ニセコ温泉郷	〃	磯谷郡蘭越町、虻田郡ニセコ町	S 33.11. 1	奥飛騨温泉郷	岐阜	高山市	S 43.11.19
芦別温泉	〃	芦別市	S 48. 3.30	白川郷平瀬温泉	〃	大野郡白川村	S 55. 3.27
ながめま温泉	〃	夕張郡長沼町	S 63. 7. 1	小坂温泉郷	〃	下呂市	S 58. 3.28
豊富温泉	〃	天塩郡豊富町	H 4. 1.13	畑毛・奈古谷温泉	静岡	伊豆の国市、田方郡函南町	S 49. 3.23
酸ヶ湯温泉	青森	青森市	S 29.10.11	梅ヶ島温泉郷	〃	静岡市	H 29. 5.15
八幡平温泉郷	岩手	八幡平市	S 34. 9. 3	久美の浜温泉郷	京都	京丹後市	H 8. 5. 2
	秋田	仙北市、鹿角市		るり溪高原温泉	〃	南丹市	H 12. 5.11
大館ぐるみ温泉郷	〃	大館市	H 29. 5.15	浜坂温泉郷	兵庫	美方郡新温泉町	H 3. 4.16
金田一温泉	岩手	二戸市	H 6. 4.28	十津川温泉郷	奈良	吉野郡十津川村	S 60. 3.19
鳴子温泉郷	宮城	大崎市	H 28. 5.20	熊野本宮温泉郷	和歌山	田辺市	S 32. 9.29
田沢湖高原温泉郷	秋田	仙北市	S 42.10.19	龍神温泉郷	〃	〃	H 8. 5. 2
秋ノ宮温泉	〃	湯沢市	S 53. 3.31	鹿野・吉岡温泉	鳥取	鳥取市	S 41. 7.22
蔵王温泉	山形	山形市	S 33.11. 1	関金温泉	〃	倉吉市	S 45. 3.24
銀山温泉	〃	尾花沢市	S 43.11.19	岩井温泉	〃	岩美郡岩美町	S 48. 3.30
基点温泉	〃	村山市	S 60. 3.19	三瓶温泉	島根	大田市	S 34. 5. 5
肘折温泉郷	〃	最上郡大蔵村	H元.10.16	鷺の湯温泉	〃	安来市	S 37. 3.10
湯田川温泉	〃	鶴岡市	H 13.11.13	湯原温泉	岡山	真庭市	S 31. 6.15
湯野浜温泉	〃	〃	H 30. 5.23	奥津温泉	〃	苫田郡鏡野町	S 41. 7.22
あつみ温泉	〃	〃	R元.10. 4	湯郷温泉	〃	美作市	H 29. 5.15
由良温泉	〃	〃	R 4.10. 7	湯来・湯の山温泉	広島	広島市	S 30. 7. 4
岳温泉	福島	二本松市	S 30. 8.24	矢野温泉	〃	府中市	S 47. 7.29
新甲子温泉	〃	西白河郡西郷村	S 38. 4.19	俵山温泉	山口	長門市	S 30. 7. 4
土湯・高湯温泉郷	〃	福島市	H 11. 4.20	三丘温泉	〃	周南市	S 36. 4. 1
二岐・岩瀬湯本・天栄温泉	〃	岩瀬郡天栄村	H 28. 5.20	塩江温泉郷	香川	高松市	H 14. 3.29
奥日光湯元温泉	栃木	日光市	S 29.10.11	湯ノ浦温泉	愛媛	今治市	H 6. 4.28
板室温泉	〃	那須塩原市	S 46. 3.23	筑後川温泉	福岡	うきは市	S 43.11.19
四万温泉	群馬	吾妻郡中之条町	S 29.10.11	吉井温泉	〃	〃	〃
鹿沢温泉	〃	〃 嬬恋村	S 43.11.19	雲仙・小浜温泉	長崎	雲仙市（雲仙） （小浜）	S 31. 6.15 S 37. 3.10
みなかみ町国民保養温泉地 （上牧・奈女沢・湯宿・ 川古・猿ヶ京・法師温泉）	〃	利根郡みなかみ町	H 30. 5.23	吉岐湯本温泉	〃	吉岐市	S 46. 3.23
芦之湯温泉	神奈川	足柄下郡箱根町	H 27. 5. 1	天草下田温泉	熊本	天草市	S 38. 4.19
岩室温泉	新潟	新潟市	S 38. 4.19	南小国温泉郷	〃	阿蘇郡南小国町	S 39. 6. 8
六日町温泉	〃	南魚沼市	S 39. 6. 8	湯の児・湯の鶴温泉	〃	水俣市	R 4.10. 7
関・燕温泉	〃	妙高市	S 47. 7.29	湯布院温泉郷	大分	由布市	R元.10. 4
五頭温泉郷	〃	阿賀野市	H 28. 5.20	竹田温泉群	〃	竹田市	H 27. 5. 1
白山温泉郷	石川	白山市	S 36. 4. 1	（長湯温泉、久住温泉郷、 竹田・荻温泉）	〃	〃	〃
下部温泉	山梨	南巨摩郡身延町	S 31. 6.15	鉄輪・明礬・柴石温泉	〃	別府市	S 60. 3.19
増富温泉	〃	北杜市	S 40. 8. 5	霧島温泉	鹿児島	霧島市	S 34. 5. 5
丸子温泉郷	長野	上田市	S 31. 6.15	隼人・新川溪谷温泉郷	〃	〃	S 42.10.19
田沢・沓掛温泉	〃	小県郡青木村	S 45. 3.24				
小谷温泉	〃	北安曇郡小谷村	S 46. 3.23				
白骨温泉	〃	松本市	S 49. 3.30				
				合計 7 9 か所			

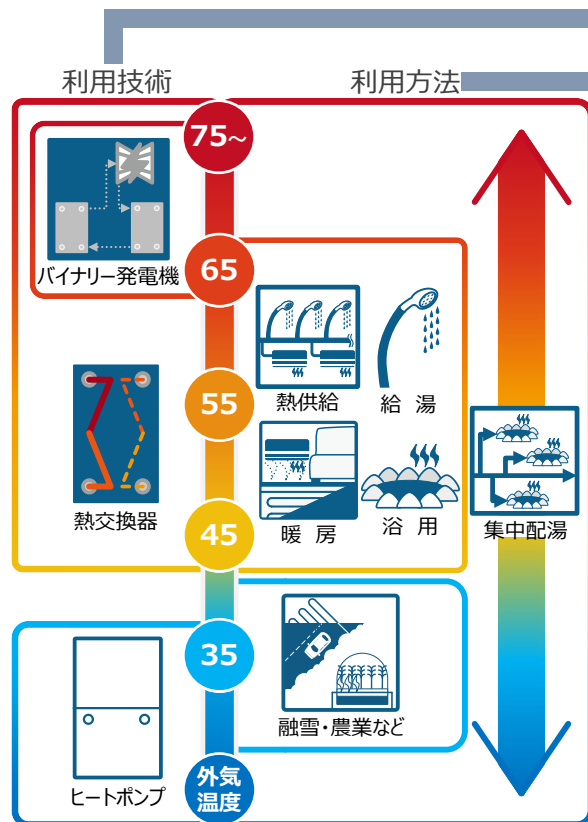
国立大学温泉医学研究所の変遷

新・湯治 



※1958年に国立鹿児島大学医学部附属病院霧島分院に改組.

- 使用する温泉の温度帯によって異なる温泉熱利用技術や温泉熱利用方法を提示

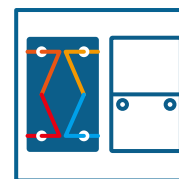


温度別 温泉熱利用方法のイメージ

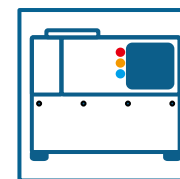
■ 紹介されている温泉熱利用技術



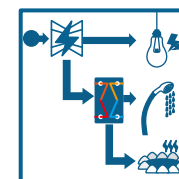
バイナリー発電



熱交換器・ヒートポンプ



温泉付随可燃性天然
ガスコージェネレーション



カスケード利用
(多段階利用)

温泉熱として利用後、温泉温度に応じて
二次利用、三次利用と多段階に活用

温泉に付随する可燃性天然ガスを燃
料として利用

■ 利用方法について説明されている内容

利用方法	利用イメージ※1	具体的な導入事例※2
温水供給 (シャワーなど)		あかん遊久の里 鶴雅 定山溪 鶴雅リゾートスバ 森の調 洞爺湖温泉 しみずの湯 B&B/バンシオン箱根 熱川バナナワニ園 雲仙地獄 など

この他にも、食品の発酵や製造、木材の乾燥などへ活用可能

※1：利用する温泉の温度帯によっては、ヒートポンプは不要 ※2：導入事例は、平成29年度温泉熱等の有効活用等検討委託業務における事例調査結果をもとに記入

「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築（第6次環境基本計画の実現）

■ 温泉資源の保護

➤ モニタリング、科学的知見に基づくルールづくり

■ 可燃性天然ガスによる災害防止

■ 利用の適正化

➤ 硫化水素事故への対応、禁忌症・適応症

■ 温泉地の持つチカラが十分に活用されていない

➤ 新湯治の推進、温泉地の方々の誇り（シビックプライド）の向上、温泉熱の有効活用（カスケード利用、集中管理等）、インバウンド対応

■ 未来の温泉を担う現場の知見・経験の承継、人材不足（温泉掘削、研究機関等）

■ 国の機関（環境省と厚労省、観光庁、農水省、経産省、文科省、内閣府、総務省等）との連携

➤ 温泉の総合力を発揮するためには他省庁とも積極的に連携

